

令和4年度

宮城労働局行政運営方針（概要）



<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

— MIYAGI ROUDOUKYOKU 2022 —



厚生労働省 宮城労働局
労働基準監督署 公共職業安定所

写真提供：宮城県観光プロモーション推進室

【宮城労働局における重点施策（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）（注1）】

I 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

1 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援

新型コロナウイルス感染症の影響及びそのまん延防止措置の影響により、休業を余儀なくされた労働者の雇用の維持・継続のため雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金により、休業のほか、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援します。

産業雇用安定助成金は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇いを在籍型出向により維持する場合に、送り出す事業主及び受け入れる事業主に対し、賃金、教育訓練及び労務管理に要する費用等を一定期間助成する制度です。産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向を活用した雇用維持を促進します。

雇用調整助成金
について



産業雇用安定
助成金について



2 業種・地域・職種を越えた再就職等の促進

(1) デジタル化を踏まえたハローワークにおける職業紹介業務等の充実・強化

ア ハローワークシステム刷新により機能強化したハローワークインターネットサービスの利用促進を図るとともに、求職者及び求人者にマイページ開設・活用を働きかけ、オンラインを活用したサービスの充実を図ります。

イ 来所による支援が必要な求職者に対しては、職業相談窓口に積極的に誘導し、担当者制の活用を含む課題解決支援サービスを提供し、求人者に対しては、事業所訪問等の積極的なアプローチにより、企業との信頼関係構築（顔の見える関係づくり）と、より詳細な求人・事業所情報を収集し、ハローワークシステムを活用した情報提供を行い、求人・求職者のマッチングの一層の推進を図ります。

ウ 職業情報提供サイト（日本版O-N-E-T）を活用し、求人・求職の効果的なマッチングを図ります。

ハローワーク
インターネット
サービスについて



職業情報提供サイト
（日本版O-N-E-T）
について



(2) 人手不足分野における求人充足サービスの充実

ア 医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図ります。

イ 人材不足分野の仕事に関する基本的な内容を説明するセミナーのほか、個別面談会、職場見学会・体験会を積極的に開催し、マッチングの促進を図ります。

(3) 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得

ア 国および都道府県が設置している公共職業能力開発施設や専修学校、NPOなどの様々な民間教育訓練機関等を活用して実施する公的職業訓練について、地域の関係者が参画する協議会等において、これまでの訓練コースの実績等を踏まえた検証や見直し等を行い、地域のニーズをより適切に踏まえた訓練コースの設定を促進します。

イ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、やむを得ず離職した方の再就職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための公的職業訓練制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進します。

ウ デジタル分野にかかる公的職業訓練の受講を推奨して受講につなげるとともに、訓練期間中から訓練終了後までのきめ細かな伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図ります。



ハロー
トレーニング
について



(4) 地方自治体との連携による再就職等を促進する取組等の支援

県及び宮城県教育委員会と締結した「宮城県における雇用の安定と定住推進協定」による事業計画に基づいた取組を実施し、国と県の施策の相乗効果が発揮されるよう連携を図ります。

県内市町村と「雇用対策協定」の締結を更に推進し、国と地方が一層連携して雇用対策を実施します。



登米市雇用対策協定締結式（令和4年1月）

II 多様な人材の活躍促進

1 個々の態様に応じた就職支援等

(1) 非正規雇用労働者等、新規学卒者等への就職支援

ア ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、非正規雇用労働者、フリーター等の安定就労を支援します。

イ ハローワークが地方自治体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労支援を実施し、就労による自立の促進を図ります。

ウ トライアル雇用助成金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図ります。

エ 新規学卒者等を対象に、就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を実施します。

トライアル雇用助成金について



高校生のための合同企業説明会（令和3年7月）

(2) 就職氷河期世代の活躍支援

ア 地方自治体や経済団体等の関係機関で構成する「みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、各機関の支援内容を共有し、必要な人に必要な支援が届く体制を構築します。

イ ハローワーク仙台に設置した「就職氷河期世代専門窓口」では、チームによる就職から定着支援まで一貫した伴走型支援を実施します。

ウ 事業主への助成金（特定求職者雇用開発助成金）の支給により、就職氷河期世代の方の正社員としての就職を推進します。また、トライアル雇用助成金により一定期間試用雇用する事業主を助成し、求人者と求職者の相互理解を促進し、就職氷河期世代の支援を実施します。



就職氷河期世代専門窓口について



特定求職者雇用開発助成金について



(3) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

- ア 子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたハローワークの専門窓口(マザーズハローワーク、マザーズコーナー)において、個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな支援を実施します。
- イ SNS等を活用した情報発信の強化等により、自宅でも就職活動ができるようサービスの向上を図ります。



マザーズハローワーク青葉フロアの様子

マザーズ
ハローワーク
青葉について



(4) 高齢者の就労・社会参加の促進

- ア 65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発等を図るほか、60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援(高齢労働者処遇改善促進助成金)を実施します。
- イ 県内5か所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行います。
- ウ 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)及び中小企業による高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金(エイジフレンドリー補助金)の周知を図ります。

高齢労働者
処遇改善促進
助成金について



(5) 障害者の就労促進

- ア ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、一貫したチーム支援等を実施し障害者の雇入れ支援等の強化を図ります。
- イ 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。
- ウ 公務部門において雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、ハローワークによる障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための公務部門向けのセミナー等を実施します。
- エ 障害者雇用の促進や安定に関する取組などの優良な中小企業を認定し、地域の障害者雇用のより一層推進する「もにす認定制度」について、周知を図るとともに、県内の認定企業数を増加します。



もにす認定企業 株式会社クリーン&クリーン
(令和3年11月)

もにす認定制度
について



6) 外国人労働者等に対する支援

- ア 留学生に対しては、留学早期の意識啓発からマッチング、就職後の定着に至るまで段階に応じた支援を実施します。また、定住外国人等に対して、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施します。
- イ 職業相談窓口に通訳員（中国語、英語）を配置するとともに、多言語音声翻訳機器等（82言語）の活用や多言語による情報発信等により、外国人求職者に対する相談支援体制の整備を図ります。
- ウ 事業所訪問等による雇用管理状況の確認及び改善のための助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・支援を実施します。
- エ 外国人労働者に係る労働相談体制の整備を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知により、労働災害防止対策を推進します。



定住外国人向け就労講義の様子（令和3年7月）



外国人雇用対策
について



7) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

宮城県産業保険推進センター等との連携の下、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知、啓発を図るとともに、ハローワークとがん診療連携拠点病院が連携し、がん患者等に対して就職支援を引き続き実施します。

治療と仕事の
両立について



2 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進等

- ア 労働者派遣事業者の適正な業務運営と派遣労働者の雇用維持及び雇用の安定が図られるよう、派遣元及び派遣先事業所に対して、労働者派遣法の遵守及び派遣労働者の保護並びに均等・均衡待遇の措置を含めた厳正な指導・監督を実施します。
- イ 職業紹介事業に対して、適正な業務運営と職業安定法の遵守及びその機能と役割が十分発揮できるように計画的な指導・監督を行います。

労働者派遣事業
職業紹介事業等
について



3 女性活躍・男性の育児休業取得の推進等

(1) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

- ア 令和4年4月から順次施行される育児・介護休業法の改正内容^(注2)について、労使に十分に理解されるよう周知を徹底し、仕事と家庭の両立支援の取組を促進します。
- イ 労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。
- ウ 産後パパ育休制度のほか、「パパ・ママ育休プラス」や「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度について、あらゆる機会を捉えて周知を行うとともに、両立支援等助成金の活用を図ります。
- エ 令和4年4月から次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」「プラチナくるみん」の認定基準の改正と新たな「トライくるみん」が創設され、3類型となった認定の促進に向けた働きかけを行います。

改正育児・
介護休業法
について



両立支援等
助成金について



(2) 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援

- ア 令和4年4月1日から改正女性活躍推進法が施行され、一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務が常用労働者数101人以上の事業主に拡大されるため、これが確実に実行されるよう報告徴収等あらゆる手段を尽くし、法の着実な履行確保を図ります。
- イ 女性の活躍状況が優秀である企業に対し、えるぼし・プラチナえるぼし認定の取得を目指すよう説明会等で働きかけを行い、女性活躍の更なる取組を推進します。
- ウ 企業が行動計画や自社の女性活躍に関する情報を公表する際には、厚生労働省運営の「女性の活躍推進企業データベース」への登録を積極的に促します。

女性活躍推進法
について



えるぼし認定

採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコースについて、女性の活躍推進に関する取組が優良な企業として厚生労働大臣が認定。特に優良な企業は「プラチナえるぼし」を認定。

< 1段階目 >



< 2段階目 >



< 3段階目 >



プラチナくるみん認定通知書交付式
(令和3年11月)

不妊治療と仕事の
両立について



(3) 不妊治療と仕事の両立支援

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に盛り込むことが望ましい事項として追加された「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」の周知や、不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアルの活用等による職場環境の整備を推進します。

また、中小企業事業主に対しては、助成金の活用による不妊治療と仕事の両立支援についての取組を促します。

働き方改革推進
支援助成金
について



(4) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への取組支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえて改正された「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づき、母性健康管理が適切に講じられるよう男女雇用機会均等法の履行確保とあわせて助成金による支援を行います。

母性健康管理
措置に係る
助成金について



(5) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

ア パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等を実施することにより、法の着実な履行を図ります。

イ 非正規雇用労働者の正社員化（紹介予定派遣を通じた正社員化を含む）や処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金による支援を行います。

パート・有期労働
ポータルサイト
について



キャリア
アップ助成金
について



Ⅲ 誰もが働きやすい職場づくり

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備

(1) 良質なテレワークの導入・定着促進

雇用型テレワークの導入・定着を図るため、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を周知します。また、総務省と連携して実施する「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」の紹介に努めます。さらに、テレワークの導入・定着を図る中小企業事業主に対し、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を支給し、良質なテレワークの定着促進を図っていきます。

人材確保等
支援助成金
(テレワーク
コース)
について



(2) フリーランスの契約支援に関する相談支援及び副業・兼業を行える環境整備

- ア フリーランサーから発注者等との契約等のトラブルについて相談があった際には、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月策定）を踏まえ、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。
- イ 労働者が希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等について、わかりやすい解説パンフレットを活用した周知等を行います。

フリーランスの
相談支援等
について



副業・兼業
について



2 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 職場における感染防止対策等の推進

- ア 労働局に設置した「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」に寄せられる相談等に丁寧に対応します。
- イ 労働局や労働基準監督署の窓口等において、「取組の5つのポイント」や「感染拡大防止のためのチェックリスト」を活用し、職場における感染防止対策について支援等を行います。

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

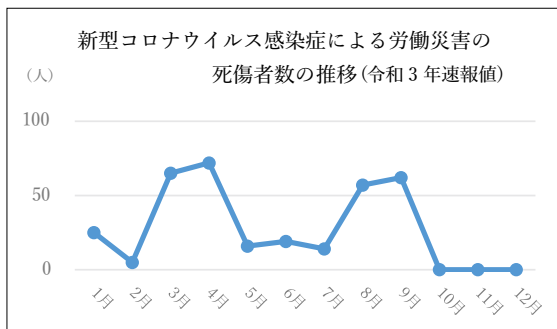
- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご利用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク着用など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 R3.3

取組の5つの
ポイント
について



(2) 長時間労働の抑制

ア 過重労働による健康障害防止

(ア) 長時間労働の抑制のため、各種情報から過重労働が行われていると考えられる事業場に対して監督指導を実施します。

また、11月の過労死等防止啓発月間において、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催するなど、過労死防止に向けた周知・啓発を図ります。



(イ) 自動車運転の業務及び建設業等について、令和6年4月以降時間外労働の上限規制が適用されることから、円滑な履行確保に向け長時間労働抑制に向けた各種取組を実施します。

(ウ) 長時間労働につながる取引環境の見直しを促進するため、中小企業等への「しわ寄せ」防止に向けて、11月のしわ寄せ防止キャンペーン月間を中心に周知・啓発を図ります。

イ 働き方改革に取り組む中小企業に対する支援

中小企業が抱える様々な課題に対応するため、労働基準監督署の労働時間相談・支援班や宮城働き方改革推進支援センターによるきめ細かな相談・支援を実施し、働き方改革推進支援助成金の活用を図ります。

働き方・休み方改善ポータルサイトについて



(3) 労働条件の確保・改善対策

ア 監督指導時や窓口への各種届出時等に丁寧な指導を継続するほか、解雇、賃金不払い等に関し労働基準関係法令上問題のある事案については、早期解決を図るため迅速な対応を図ります。また、重大悪質な事案に対して厳正に対処します。

イ 新型コロナウイルスの影響による大量整理解雇等に関し、情報収集に努め、関係部局と連携の上、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施します。

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」について



(4) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

ア 今年度が最終年となる第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向けて、各労働災害防止団体等との連携を図りながら、重点業種を中心に、状況を踏まえた対策を推進します。

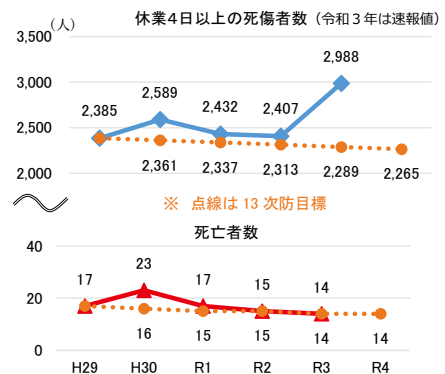
イ 昨年7月に対象を全業種に拡大した「Safework向上宣言」の登録を促進します。

ウ エイジフレンドリーガイドライン及び補助金を周知し、高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業を支援します。

エ 宮城産業保健総合支援センター等と連携して、労働者の健康保持増進を含めた産業保健活動を促進します。

オ 改正石綿障害予防規則に基づく措置等を含め、化学物質によるばく露防止対策を推進します。

カ 厚生労働省では、安全衛生に関する総合情報を「職場の安全サイト」で公開しています。

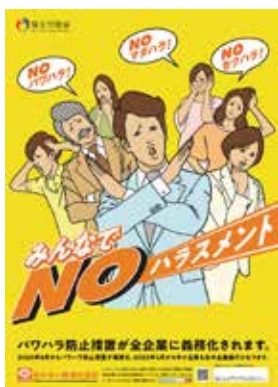


5) 総合的なハラスメント対策の推進

ア 令和4年4月1日から、中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務化されることを踏まえ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置を一体的に講じるよう事業主に対し厳正な指導を実施し、法の履行確保を図っていきます。

イ 総合労働相談コーナーでは、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめ・いやがらせ、パワハラをはじめたあらゆる労働相談にワンストップで対応します。

また、助言・指導、あっせんなどの制度を積極的に運用し、関係機関・団体とも連携しながら個別労働紛争の迅速な解決に努めます。



職場におけるハラスメント防止対策について



あかるい職場応援団について



3 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の業務改善や生産性向上を図るため、「業務改善助成金」の積極的な利用勧奨を行います。



2) 最低賃金制度の適切な運営

経済動向、地域の実情（新型コロナウイルス感染症による影響を含む。）及びこれまでの地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金額の改定等については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

(注1) 運営方針のうち第1（宮城労働局行政運営の基本方針）を省略し、第2の部分の概要を記載したものの。あわせて、Webサイト一覧、局関係機関の連絡先等も付記しています。

(注2) R4.4.1・R4.10.1・R5.4.1 施行

多様な人材の活躍促進

○若者雇用促進総合サイトについて

本サイトに職場情報等を登録・掲載することで、就職活動中の方や就職活動を控えている学生の方へ自社のPRを行うことができるWEBサイトです。



○女性の活躍推進企業データベースについて

女性活躍推進法で義務付けられている一般事業主行動計画等の公表や、女性活躍推進に関する情報収集のためのWEBサイトです。



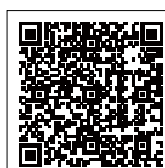
○両立支援のひろばについて

次世代育成支援対策推進法で義務付けられている一般事業主行動計画等の公表や、仕事と家庭の両立に関する情報収集のためのWEBサイトです。



○SafeworkK 向上宣言について

健康で安全に働くことができる職場環境づくり等に向けた事業主の意思を企業内外に表明「宣言」する制度の案内のためのWEBサイトです。



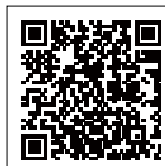
○あんぜんプロジェクトについて

働く人の安全に一生懸命に取り組む事業場・企業または企業グループ等に関する情報収集等のためのWEBサイトです。



○安全衛生優良企業公表制度について

労働者の安全や健康を確保するための取り組みや、高い安全衛生水準を維持・改善している事業場の、認定制度ご案内のためのWEBサイトです。



○「見える」安全活動コンクールについて

労働災害防止活動の「見える化」の事例を募集し、安全活動の「見える化」への取り組みを活性化することを目的としたWEBサイトです。



宮城労働局

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎

●総務部

総務課	人事・会計・給与など	☎ (022) 299-8833
労働保険徴収課	労働保険の適用、労働保険料の徴収など	☎ (022) 299-8842

●雇用環境・均等室

	総合調整、企画、広報、働き方改革など	☎ (022) 299-8844
	総合的なハラスメント対策の推進、男女均等・女性の活躍推進、育児・介護休業、パート・有期労働者対策など	☎ (022) 299-8834

●労働基準部

監督課	労働条件の確保・改善、労働時間の短縮など	☎ (022) 299-8838
賃金室	最低賃金・最低工賃、賃金制度など	☎ (022) 299-8841
健康安全課	労働災害防止、職業性疾病の予防、安全衛生関係の免許・資格など	☎ (022) 299-8839
労災補償課	労災保険給付、被災労働者援護など	☎ (022) 299-8843
(分室)	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-5-22 宮城野センタービル7階	☎ (022) 292-7301

●職業安定部

職業安定課	失業の予防、再就職の促進など	☎ (022) 299-8061
職業対策課	各種給付金、高齢者・障害者等の雇用対策	☎ (022) 299-8062
訓練室	職業訓練など	☎ (022) 205-9855
需給調整事業課	労働者派遣・民営職業紹介業務	☎ (022) 292-6071

総合労働相談コーナー（若者相談コーナー併設）

【賃下げ、退職申し出拒否、マタハラ、セクハラ、パワハラ、いじめなど職場でのトラブル、どこに相談したらよいかわからない相談】

- 仙台 総合労働相談コーナー（仙台労働基準監督署内）
☎ (022) 299-9075
- 石巻 総合労働相談コーナー（石巻労働基準監督署内）
☎ (0225) 22-3366
- 古川 総合労働相談コーナー（古川労働基準監督署内）
☎ (0229) 22-2112
- 大河原 総合労働相談コーナー（大河原労働基準監督署内）
☎ (0224) 53-2154
- 瀬峰 総合労働相談コーナー（瀬峰労働基準監督署内）
☎ (0228) 38-3131
- 気仙沼 総合労働相談コーナー（気仙沼臨時窓口内）
☎ (0226) 25-6921
- 宮城労働局 総合労働相談コーナー（雇用環境・均等室内）
☎ (022) 299-8834
外国人労働者相談コーナー（中国語）（労働基準部監督課内）
☎ (022) 299-8838

若年者対象の就職支援施設

- 仙台新卒応援ハローワーク ☎ (022) 726-8055
〒980-8485
仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン12F
- 仙台わかものハローワーク ☎ (022) 207-6800
〒983-0852
仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル5F

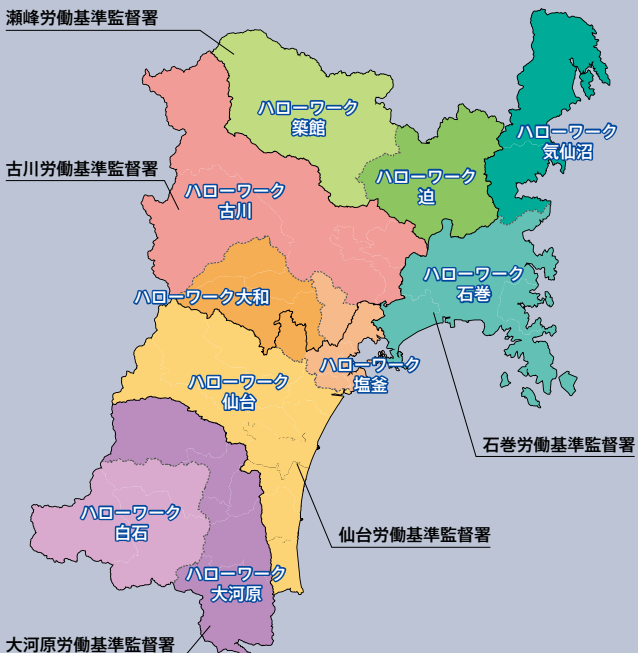
子育て女性等対象の就職支援施設

- マザーズハローワーク青葉 ☎ (022) 266-8604
〒980-0021
仙台市青葉区中央2-11-1 オルタス仙台ビル4F
- マザーズコーナー（ハローワーク石巻内） ☎ (0225) 95-0158
- マザーズコーナー（ハローワーク古川内） ☎ (0229) 22-2305

労働基準監督署と管轄地域

【賃金不払、解雇、長時間労働・過重労働、賃金不払残業、労働災害の防止、労災保険手続】

- **仙台** 労働基準監督署
(仙台市、塩釜市、名取市、岩沼市、多賀城市、富谷市、亶理町、山元町、利府町、松島町、七ヶ浜町)
方面(労働条件関係) ☎(022) 299-9072
安全衛生課 ☎(022) 299-9073
労災課 ☎(022) 299-9074
〒983-8507
仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎
- **石巻** 労働基準監督署
(石巻市、気仙沼市、東松島市、女川町、南三陸町)
方面(労働条件関係) ☎(0225) 22-3365
安全衛生課 ☎(0225) 85-3483
労災課 ☎(0225) 85-3484
〒986-0832
石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎
- * **気仙沼** 臨時窓口 ☎(0226) 25-6921
〒988-0077
気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2F
- **古川** 労働基準監督署
(大崎市、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町) ☎(0229) 22-2112
〒989-6161
大崎市古川駅南2-9-47
- **大河原** 労働基準監督署
(白石市、角田市、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町) ☎(0224) 53-2154
〒989-1246
柴田郡大河原町字新東24-25
- **瀬峰** 労働基準監督署(栗原市、登米市) ☎(0228) 38-3131
〒989-4521
栗原市瀬峰下田50-8



ハローワーク(公共職業安定所)と管轄地域

【就職・転職のための仕事探し、失業した際の雇用保険の受給、職業訓練、その他募集、採用、雇用に関すること】

- **ハローワーク仙台**(仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町) ☎(022) 299-8811
〒983-0852
仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル3~5F
- **ハローワーク大和**(大和町、富谷市、大衡村) ☎(022) 345-2350
〒981-3626
黒川郡大和町吉岡南2-3-15
- **ハローワークプラザ青葉** ☎(022) 266-8609
〒980-0021
仙台市青葉区中央2-11-1 オルタス仙台ビル4F
- **ハローワークプラザ泉** ☎(022) 771-1217
〒981-3133
仙台市泉区泉中央1-7-1 地下鉄泉中央駅ビル4F
- **ハローワーク石巻**(石巻市、東松島市、女川町) ☎(0225) 95-0158
〒986-0832
石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎
- **ハローワーク塩釜**(塩釜市、多賀城市、大郷町、利府町、松島町、七ヶ浜町) ☎(022) 362-3361
〒985-0016
塩釜市港町1-4-1 マリンゲート塩釜3F
- **ハローワーク古川**(大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町) ☎(0229) 22-2305
〒989-6143
大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎
- **ハローワーク大河原**(角田市、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町) ☎(0224) 53-1042
〒989-1201
柴田郡大河原町大谷字町向126-4 オーガ(Orga)1F
- **ハローワーク白石**(白石市、蔵王町、七ヶ宿町) ☎0224-25-3107
〒989-0229
白石市字銚子ヶ森37-8
- **ハローワーク築館**(栗原市) ☎(0228) 22-2531
〒987-2252
栗原市築館薬師2-2-1 築館合同庁舎
- **ハローワーク迫**(登米市) ☎(0220) 22-8609
〒987-0511
登米市迫町佐沼字内町42-10
- **ハローワーク気仙沼**(気仙沼市、南三陸町) ☎(0226) 24-1716
〒988-0077
気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2F

○宮城労働局ホームページについてはこちら

企業の人事労務管理に生かせる情報や、働く人・働きたい人に役立つ情報が満載です。
【宮城労働局ホームページ】
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku>



○宮城労働局メールマガジンについてはこちら

最新の人事労務管理情報をリアルタイムでお届けするメールマガジンを発行しています。
【宮城労働局メールマガジン】
(登録ページからの登録)
<https://mdh.fm/e?kN202Y9Nkj>
(空メール送信による登録)
miyagiroudou@km.moweb.jp

